

# 経費になるもの・ならないもの

日本の税制では、主に利益に対して税率をかけて税金の計算を行っています。利益は売上から経費を差し引いて計算します。ということは、経費になるものが多ければ利益を減らすことができ、結果として税金が少なくなります。納税者から見れば、できる限り経費にして税金を減らしたいという欲求がありますが、税務署側はなんでも経費にしてしまうと税金が取れなくなってしまうため、両者に対立が生まれます。

1つ1つ経費になるもの・ならないものを法で決めてしまえばよいのですが、多種多様な業種や物があるため、それも難しい現状なのです。

そこで、いくつか例を挙げて経費になるかどうか検討してみたいと思います。

## ●「スーツ代」について

制服代が経費になるので、スーツ代も経費にできるのでは？と疑問を持つ方もいるかと思いますが、経費になるかどうかの判断基準は「業務遂行上、必要かどうか」が前提になり、個人の生活用は経費になりません。

スーツのような衣類は「衣食住」＝生活用に代表されるものであるため、基本的に経費には

なりません。スーツは仕事で着用しますが、プライベート（冠婚葬祭）などでも着用でき、業務と私用を「明確に区分」できないため、経費にはできないことが多いです。対して、制服や作業着は会社や仕事場で着用するためであり、普段の生活で着用することは想定していないので、一般的に経費として認められます。

## ●ゴルフ関係について

ゴルフ＝交際費というのはい一般的ですが、これも細かいところで経費にできない部分が考えられます。

前述のとおり、業務上必要なものが経費として認められるという前提があります。ゴルフも

取引先の人加われば、営業の一環として業務に関係していることになり、「交際費」として経費計上できます。しかし、社内の人しか参加しないゴルフ社内コンペは経費にはできません。社員全員が親睦を深めるために行うなら「福利厚生費」になるのでは？と疑問に思う方もいるかと思いますが、しかし、ゴルフはできる人でできない人が分かれてしまい、また一般的に嗜好性が高いものと判断されてしまうため、「福利厚生費」には該当しないと判断されます。

また、ゴルフ関係の中でも、ゴルフウェア、ゴルフシューズ、ゴルフクラブ、ゴルフレッスン代は経費にできません。前述のスーツと同様、着用するのはプライベートでも使用可能であり、またゴルフの上達が業務上必要と認められなければゴルフレッスン代も経費にはできません。



宮西宏幸 税理士事務所  
税理士 宮西宏幸